

第3章

施策の方向



【 1 】 計画の基本理念

- 子ども・若者は生まれながらに権利の主体であり、自分らしい人生を自分で選ぶことができます。
- 子ども・若者が自分らしく生きるために、子ども期に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる『大切な子どもの権利』が保障され、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けながら、今とこれからの最善の利益を守られることが必要です。
- 豊かな文化を育み、様々な価値観をもつ人々がお互いを尊重し合い、共生するまち豊島区。このまちで、子ども・若者は、身近な愛情に包まれて、自己肯定感を育みながら自尊感情を醸成し、健やかに成長するとともに、多様な他者とともに未来を切り拓いていきます。
- 子ども・若者との対話をしながら、区のあらゆる施策に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる子どもの権利保障の理念を反映するよう、ともに進めていきます。子どもの声の反映に当たっては、家庭、子どもに関わる施設、地域、行政など関係する機関と緊密に連携し、子ども・若者の多様な声を丁寧に聴き、施策に結び付けていきます。
- すべての子ども・若者が、社会の一員として今を主体的に生き、明るい未来を切り拓くために、安全安心に暮らし、成長できるまちづくりを推進します。

【 基本理念 】

子ども・若者とともにつくる
子どもの権利が保障され
自分らしく成長できるまち豊島区

【 2 】 基本的な考え方

豊島区では、計画の基本理念を実現するために、次に掲げる6つの目指す姿へ向けて必要な施策を進めていきます。

1 子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち

すべての子どもは、生まれながらに皆等しく、子どもの権利を持っており、その権利は保障されるものです。そのために、以下の取組を進めていきます。

- 子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利への理解を深め、学びを継続することで、子どもの権利保障の理念が浸透するよう取組を推進します。
- 子どもの社会参画を進めるため、自分のことに関する子どもの意見が尊重されつつ表明され、それを大人が受け止め、フィードバックするといった意見反映の取組を進めます。
- 子どもが安心して過ごせる環境を確保するために、子どもの居場所を充実化させていきます。
- 大切な子どもの権利が虐待やいじめなどにより侵害されないように権利侵害防止に取り組むとともに、権利侵害が生じてしまった際のサポート体制を整備します。

2 妊娠期の方や子育て家庭が 安心して 子育てできるまち

子どもが健やかに成長するためには、家庭が孤立することなく、また、保護者が過度な負担やストレスを感じることなく、子どもと安心して暮らせる環境が必要です。そのために、医療・健康支援、子育てサービス、家庭教育・相談支援、及び生活困窮やひとり親家庭への支援といった妊娠期の方や子育て家庭に係る包括的な支援を切れ目なく、プッシュ型で進めていきます。

3 子どもが 主体的に学び 育つことができるまち

子どもが自己肯定感を育み、自己として確立していけるように、子どもの育ちに係る質にも目を向けて、幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実化を図ります。また、子どもの主体性を尊重した学校環境を整備していきます。

4

若者が社会とつながり合い 自分らしく成長できるまち

若者が主体的に自らの人生を歩み、社会の一員として経済的・社会的に自立していけるように、生活力の向上や健康の確保を図るとともに、就労支援・相談支援を行います。また、居場所や活動の場の充実度を高めつつ、若者の社会参画を支援します。

5

子ども・若者が安心して 生きることができるまち

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通して、成長し、自立していきます。その過程においては、虐待、DV、ヤングケアラー、いじめ、不登校、引きこもり、障害、非行など困難な状況にあったり、外国籍や性的なマイノリティであるために生きづらさを感じたりしている子ども・若者もいます。そのような子ども・若者の多様性を容認し、インクルージョンの視点でライフステージを通じて支援します。

6

区民・地域・企業等が 子ども・若者・家庭を支え ともに成長できるまち

すべての子ども・若者の権利が保障され、つながり合い、最善の利益が守られる中で自分らしく成長できるように、豊島区の子ども・若者やその家族のために活動している人や団体、企業等と連携・協働して取組を進めていきます。また、良質な子育て世帯向け住宅の供給等の子育てしやすいハード環境を整備し、防犯や事故の防止等を進めることで、子ども・若者が安全かつ安心して成長できるまちづくりを推進します。



計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

3 施策の体系

基本理念

子ども・若者とともにつくる
子どもの権利が保障され 自分らしく成長できるまち豊島区

目指す姿

I

子どもの権利が保障され
子どもが自分らしく
成長できるまち

II

妊娠期の方や子育て家庭が
安心して
子育てできるまち

III

子どもが主体的に学び
育つことができるまち

IV

若者が社会とつながり合い
自分らしく成長できるまち

V

子ども・若者が
安心して
生きることができるまち

VI

区民・地域・企業等が
子ども・若者・家庭を支え
ともに成長できるまち

取組の方向性

- 1 子どもの権利に関する理解促進 P.67
- 2 子どもの意見表明・反映及び社会参画の支援 P.70
- 3 子どもの居場所・体験活動の充実 P.73
- 4 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済 P.78

- 1 子どもや家庭への医療・健康支援 P.83
- 2 子育て家庭への支援 P.87

- 1 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実 P.94
- 2 子どもの主体性を尊重した
学校環境の整備 P.100
- 3 子どもに関わる人への支援 P.103

- 1 若者の自立支援 P.106
- 2 若者の社会参画支援 P.109

- 1 一人ひとりに寄り添った支援 P.112
- 2 相談体制の充実と情報発信 P.121

- 1 区民・地域・企業等との連携・協働 P.126
- 2 安全・安心な社会環境の整備 P.131
- 3 子ども・若者が文化や芸術に
親しむことのできるまちづくり P.135

具体的取組

① 子どもの権利の普及啓発・情報発信 ② 子どもの権利に関する継続的な学びの推進

① 子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり ② 子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援

① 子どもの居場所の充実 ② 屋外遊び場の充実 ③ 活動・体験機会の充実 ④ 学習支援の充実

① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策 ② 相談・救済体制の整備

① 妊娠期からの切れ目のない支援 ② 子どもの健康確保のための取組

① 子育て支援サービスの充実 ② 家庭教育支援 ③ 相談支援 ④ 生活困窮家庭への支援 ⑤ ひとり親家庭への支援

① 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実 ② 幼児教育・保育の質の向上 ③ 幼稚園・保育所と小学校の連携

① 子どもの権利に関する継続的な学びの推進 ② 子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援
③ 学校における活動・体験機会の充実

① 子どもに関わる人への支援 ② 子どもに関わる人のための環境整備

① 日常生活への支援 ② 経済的自立への支援

① 居場所・活動の場の充実 ② 社会参画の推進

① 子どもの虐待防止、ヤングケアラーへの支援 ② 社会的養育の推進
③ 子どものいじめ防止、不登校、ひきこもりへの支援 ④ 障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援
⑤ 外国にルーツを持つ子ども・若者への支援 ⑥ 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援
⑦ その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援

① 相談体制の充実と情報発信

① 地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援
② 区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成 ③ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

① 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進 ② 有害環境等への対応 ③ 事故予防・防犯の推進

① 文化・芸術に親しむ環境づくり

「4 取組の方向性と施策」の留意事項

ここでは、「3 施策の体系」のうち、「取組の方向性」「具体的取組」の別に、取り組む方向性と施策を記載しています。

「取組の方向性」ごとに【現状と課題】と【方向性】を記載し、「取組の方向性」には「計画の進捗を測る指標」を設定し、指標の現状と計画期間で目指す方向性を示しています。

「計画の進捗を測る指標」記載例

指標名	指標の現状	計画期間で目指す方向性
家で何かを決めるとき、「意見を言える」と回答した子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 86.5% ● 中高生 92.7%	目指す方向性(令和11年度) ↑

次に、「計画の進捗を測る指標」を向上させるための取組として「具体的取組」を記載しています。

「重点事業」については、下記記載例のように、事業ごと事業目標・目標値を設定して、その達成状況を点検していきます。

また、それぞれの「具体的取組」に関連する事業を計画事業として掲載しています。

「重点事業」や「計画事業」を推進することで「取組の方向性」の【計画の進捗を測る指標】の向上を図り、計画全体の目標達成を目指します。

「具体的取組」記載例

2 子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
6 としま子ども会議の開催 担当課 子ども若者課	子どもの区政の参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内在住在学の小学校4年生から18歳の子どもが、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。また、検討した結果を報告会で子どもに報告します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
参加者数	17人	25人
提案採択数	2件	3件

● 計画事業

事業名	事業目標
7 利用者会議の開催 担当課 子ども若者課 放課後対策課	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。
8 新規 子ども版広聴事業 担当課 区民相談課	中学生以下の子どもから寄せられる意見・要望等に対して、担当課は改善等実施し、意見等を寄せた子どもには、回答文を作成して返信します。中学生以下の子どもからの意見要望等によって、区政運営の改善を図ります。

※令和2年度以降に新規で実施する事業や令和6年度時点において実施に向けて検討中の事業等、「子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」に掲載のない事業は、上記のように「事業名」の欄に「新規」と記載しています。